

第152回 滋賀県森林審議会

日 時：令和7年11月13日（木）

15:00～15:55

場 所：滋賀県農業教育情報センター

2階第3研修室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

・一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について（答申）

4 その他

5 閉会

〔15時00分 開会〕

1 開会

○司会：本日の審議会は、定員数15名、出席委員8名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部技監：（審議会出席者へのお礼）

　　本日の審議会の議事は、「一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割についての答申」の1件。

3 議事

○司会：議長は、運営要領第3条に従い会長にお願いする。

○議長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

○議長：本日の議事は1件。

　　・「一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について（答申）」
　　事務局から説明をお願いする。

　　・一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について（答申）

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：計画性、10年後にこれは達成するという、ある程度の目標の日を入れてほしい。

○事務局：例えばどこに日付的なものを入れればいいとお考えか。

○委員：公社のあり方に対しての話で、ある程度までは公社でいくと。

○事務局：中長期的にというところで、5年から10年という期間をかけて収束していく。

○議長：高齢化が進んで所有者がさらに分からなくなる状況が背景にある。切迫した状況のアピールを検討してほしい。

　　委員からの質問、意見を求める。

○委員：大変うまくまとめられている。森林所有者の手に負える範囲を越えているというのは、そのとおりだが、一部に山を買って管理意識の高い方がいる。そういう方に対し

て山を無償で提供して、ある一定の部分、県有林だけではなく私有林として所有してもらう。そういう機会を設けてはと感じた。

○事務局：森林管理を公社がどうしていくかについても、一般民有林についても今後検討していくことになる。御意見を参考にしながら検討を進めたい。

○委員：どういう形が望ましいかは検討いただき、そういう所有者で大きな面積を持って

いる方々にお声がけというか、何らかの形でお伝えできるような機会があればと思う。

○議長：行政として御意見に応じてしっかり動けるよう検討をしていただきたい。

この答申の位置づけについては、意見ということで、すべてかなえられるわけではないという理解でよいか。

○事務局：御意見や答申の内容について、十分勘案させていただき、議会との議論や市町、森林所有者等の意見も勘案して、最終的な県の考え方を持っていきたい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：3の（1）エ、公社林以外の森林が抱える課題を一体的にというのは、とてもいいと思う。公社林と合わせて一緒にやっていく上で、琵琶湖の森林計画にどういう形で関わってくるのか。生産量が10万立米、18万とかいろいろ計画を立てているが、具体的にどこまで書けるか、滋賀県内全体で一緒にやっていくと、どんな形になるのかを教えてほしい。

○事務局：今回の答申、造林公社の問題も含め、滋賀県の琵琶湖森林づくり基本計画でも記載をしている。その中で今後どういう形で解決を図っていくかを考えていく。造林公社問題だけが別で動いているわけではなく、様々な計画と連動しながら動いていく。木材生産もこれまで造林公社が果たしてきた役割があるが、今後どういう形でつないでいくかという課題も、引き続き検討したい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：4ページの中ごろ、市町を主導し、これまで以上に森林に対する積極的な関与が必要と考えるとあるので、この文面の中に含まれていると思うが、身近な山地を管理したり手入れしたりするのは市町だと思う。市町の人材が少ないことは県も御存じと思うので、市町への経済的なこと、人材的なことに力を入れる内容をもう少し具体的に書けないかと感じた。

○議長：県の責任は非常に多く書かれているが、市町との連携の書きぶりが少し薄いという御指摘。

○事務局：現在も市町と連携しているが、文面上で今後に向けた、より積極的な姿勢が分かるように会長と相談して修文したい。

○議長：土砂災害やシカの問題は、公益的機能を損なう意味で直接的な問題と思うが、委員から意見はあるか。

○委員：4ページ、ウの森林管理の意義のところで、適切な管理がされずに森林が荒廃すれば、公益的機能の低下により、防災対策、ひいては県土の保全に対しても危険性を増大させることにもつながる。と書かれているが、県内で実際に起こり始めていることを、もう少し書くと、より切迫性、公益的機能を森林が果たす役割が伝わる。

○議長：つながるという感じでなく、もう起こりつつあって、迫っていることが伝わるといいと思う。検討していただきたい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：答申の意見として取りまとめられたと思うので、文言についてはこの流れでよろしいと思う。2番と3番について、2番目は分収造林公社の関係でどういう対応をしたらしいかという答申で、3番は公社林以外の話が途中から混ざっているイメージがある。公社林をどうするかと、公社が解散した後に、滋賀県全域の森林に県がどのように対応していくのかが分かりにくい。

可能であれば、3番に、公社が解散することで県が主体となって、今後公社林をどうしていくかという話の中に、民有林も含めてどうしていくのか、説明の文言があるといい。

○議長：文言の修正という形で、御検討いただきたい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：高速道路が通る可能性がある森林や山はお金になるので、個人の所有林を渡さない場合はどうなるのか。

○議長：高速道路が通ったりする山をどうするかということか。

○委員：所有者が管理していくなら、個人所有もいいが、放置されるのは困ったことかと。

○事務局：所有者の意向が一番になる。自分で管理したい方もいて、重荷になっている方は寄付もあると思う。例えば道路事業などの可能性があれば補償などがあるので、持つておかれても買収に応じるのはいいと思う。大多数の森林はそれ以外のエリアになるので、今後どう維持管理していくか、個人の責務において未来にわたって維持していくのは非常に難しい時代になってきているのではないかと認識している。

○議長：県有林化や手放したくないと言いながら、そのまま放置されるケースも出てくる。

この答申には書ききれないとは思うが、引き続き検討してほしい。

いただいた御意見を踏まえて、事務局が答申案の修正を行い、最終的に会長に一任する形となる。

委員の御意見を十分に酌み取るように修正して、答申するようにしたい。

本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

○事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

○議長：以上で本日の審議を終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第152回森林審議会を終了する。

[15時55分 閉会]